平成22年度鹿児島県調理師試験受験要領

調理師法（昭和33年法律第147号）第３条の２第１項の規定により，平成22年度調理師試験を次のとおり実施する。

１　試験日時

平成22年８月３日（火）

午後０時30分から午後２時30分まで（正午までに試験場に入場すること。）

２　試験場

鹿児島工業高等学校（鹿児島市草牟田二丁目57番１号）

３　試験方法及び試験科目

試験は，次に掲げる科目について，筆記試験（四肢択一方式）の方法により行う。

(1)　食文化概論　(2)　衛生法規　(3)　公衆衛生学　(4)　栄養学

(5)　食品学　(6)　食品衛生学　(7)　調理理論

４　受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者又は調理師法附則第３項の規定により同条に規定する者とみなされる者で，次に掲げる施設又は営業において２年以上調理の業務に従事したもの

(1)　寄宿舎，学校，病院等の施設であって継続して１回20食以上又は１日50食以上の飲食物を調理して供与するもの

(2)　食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号)第35条第１号，同条第14号又は第32号に掲げる営業

◎　法関係の説明　◎

１　学校教育法第57条関係　　高等学校の入学資格のある者

２　調理師法附則第３項関係　　旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者，旧等中学校令による中等学校の二年の過程を終った者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

３　食品衛生法施行令第35条第１号，第14号，第32号関係

飲食店営業（第１号），魚介類販売業（第14号），そうざい製造業（第32号）

【注意】精肉販売業については，飲食店営業許可を受け，コロッケ，ハンバーグ等を製造販売している場合は受験資格を認める。ただし，そうざい製造に従事していること。

上記３つ以外の営業については,受験資格は認められない。

◎　調理業務従事経験についての注意事項　◎

１　調理業務に従事するものは，原則として週４日以上かつ１日６時間以上勤務している場合，受験資格を認める。

２　専ら調理品の運搬，配達，食器の洗浄等，直接調理に関係しない業務に従事している者は，受験資格を認めない。

３　栄養士・看護師・保育士等の職種で従事している場合は，調理業務に従事している者とは認められない。

5　受験手数料　6,200円

6　受験手続

(1)　提出書類等

ア　受験願書（受験報告書）　１枚

所定の用紙により提出すること。

なお，受験願書の記入は，ペン又はボールペン書きとし，受験報告書については鉛筆（ＨＢ）書きとすること。

また，受験願書中の「連絡先」には，午前８時30分から午後５時までの連絡先を記入すること。

イ　卒業証明書又は卒業証書　１部

中学校卒業以上のもので，いずれの場合も原本を提出し，卒業証書については，提出先で原本照合を受けること。

なお，外地における学校卒業者で，当該学校の卒業証明書を添付できない者については，外務省アジア大洋州局地域政策課外地整理室発行の証明書を添付すること。

ウ　調理業務従事証明書　１枚

所定の用紙により提出すること。

ただし，実務経験が１か所で２年に満たない者は，用紙をコピーし，２か所以上から各々従事証明書を得ること。

また，証明印が個人名の印の場合は，その証明印に係る印鑑証明書（受験願書提出前３月以内に交付されたもの）を添付すること。

エ　戸籍抄本　１枚

出願前６月以内に交付されたものを提出すること。

ただし，受験願書，卒業証明書又は卒業証書，調理業務従事証明書に記載された名前が同じである場合は，必要でない。

オ　写真　１枚

出願前６月以内に撮影した縦４．５センチメートル，横３．５センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名を記載し，受験願書にはり付けて提出すること。

カ　受験手数料　6,200円

6,200円分の鹿児島県収入証紙を受験願書にはり付けて提出すること。

（鹿児島県収入証紙は，県庁１階書店又は県の保健所内の食品衛生協会等で取り扱っている。）

ただし，送付の方法により受験願書を提出する者で，鹿児島県収入証紙を入手しにくい者にあっては，6,200円分の定額小為替証書を同封することができる。

なお，提出書類等を受理した後は，受験手数料は返還しない。

(2)　提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の保健所へ提出すること。

なお，鹿児島市又は県外に居住する受験希望者にあっては，鹿児島県保健福祉部健康増進課（鹿児島市鴨池新町10番１号　行政庁舎３階　郵便番号890-8577）へ提出すること。

また，送付の方法により提出する場合は，封筒の表面に「調理師試験願書在中」と朱書し，書留郵便で所定の提出先（裏面参照）へ提出すること。

7　提出書類等の受付期間

平成22年６月７日（月）から同月11日（金）までのそれぞれの日の午前８時30分から午後５時15分までとする。

なお，送付の方法により提出する場合は，平成22年６月11日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

8　受験願書及び調理業務従事証明書の用紙の交付

受験願書及び調理業務従事証明書の用紙は，鹿児島県保健福祉部健康増進課及び県の各保健所において交付する。

なお，同用紙を送付の方法により請求する場合は，あて先及び郵便番号を明記し，140円分の切手をはった返信用封筒（角形２号，縦33.2センチメートル，横24センチメートル）を同封すること。

9　受験票の交付等

受験資格があると認めた者に対して，郵送により受験票を交付するので，試験当日持参すること。

10　合格者の発表

合格者の受験番号を平成22年９月15日（水）午前10時に鹿児島県保健福祉部健康増進課，県の各保健所及び県のホームページ（http://www.pref.kagoshima.jp/）において掲示するとともに，合格者には郵送により合格通知書を交付する。

11　その他

(1)　試験についての照会は，鹿児島県保健福祉部健康増進課（電話099-286-2111（内線2718），099-286-2717）又は県の各保健所に対して行うこと。試験場（鹿児島工業高等学校）への問い合わせは，試験場の場所，最寄りのバス停の照会等を含め一切行わないこと。

(2)　試験に関して不正の行為を発見したときは，その者について試験を停止させ，又はその者の試験を無効とする。

なお，不正の手段によって試験を受け，合格した者に対しては，合格を取り消し，合格通知書を返還させる。

(3)　試験場における施設管理上，下記事項を遵守すること。

ア　試験場に駐車場はないので，公共交通機関等を利用すること。

イ　試験場及びその周辺は駐車禁止であるので，厳守すること。

バイク・自転車等は周辺の歩道に駐輪しないこと。

ウ　試験場（学校敷地を含む）は全て禁煙となっているので，留意すること。

(4)　受験者のうち希望する者には，鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（総得点及び科目別得点）を開示する。

なお，開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して１月間とし，開示する場所は鹿児島県保健福祉部健康増進課とする。

◎注意事項◎

1　調理業務従事証明書の発行に際して，有印私文書偽造等刑法に違反すると思われる事実が判明した場合は，警察署と相談の上，事案に応じて告発の手続きをとるので十分留意すること。

2　この受験要領は，合格発表の日まで大切に保管し，なくさないこと。

【参考】本試験に関する照会先及び受験願書等の提出先一覧

保健所等名	住　　所	連絡先	管轄区域
県庁健康増進課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	TEL 099-286-2717	鹿児島市，県外
指宿保健所	〒891-0403 指宿市十二町301	TEL 0993-23-3854	指宿市
加世田保健所	〒897-0001 南さつま市加世田村原二丁目1-1	TEL 0993-53-2315	枕崎市，南さつま市，南九州市
伊集院保健所	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	TEL 099-273-2332	日置市，いちき串木野市，鹿児島郡
川薩保健所	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	TEL 0996-23-3165	薩摩川内市，薩摩郡
出水保健所	〒899-0202 出水市昭和町18-18	TEL 0996-62-1636	阿久根市，出水市，出水郡
大口保健所	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	TEL 0995-23-5103	伊佐市
姶良保健所	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	TEL 0995-44-7953	霧島市，姶良市，姶良郡
志布志保健所	〒899-7103 志布志市志布志町志布志二丁目1-11	TEL 099-472-1021	曽於市，志布志市，曽於郡
鹿屋保健所	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	TEL 0994-43-3107	鹿屋市，垂水市，肝属郡
西之表保健所	〒891-3192 西之表市西之表7590	TEL 0997-22-0777	西之表市，中種子町，南種子町
屋久島保健所	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	TEL 0997-46-2024	屋久島町
名瀬保健所	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3大島支庁別館	TEL 0997-52-5411	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町
徳之島保健所	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	TEL 0997-82-0149	徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

第５号様式（第３条関係）

鹿 児 島 県 収 入 証 紙 は り 付 け 欄	受験番号	

平成２２年度鹿児島県調理師試験受験願書

平成２２年　　月　　日

鹿児島県知事　伊藤　祐一郎　殿

住　　所

郵便番号　　－

本籍地都道府県名（国籍）

フリガナ

氏　　名　　印

生年月日及び性別　昭和・平成　　年　　月　　日　（ 男 ・ 女 ）

写　　真 はり付け欄

調理師試験を受けたいので，調理師法施行細則第３条の規定により，関係書類を添えて提出します。

（連絡先）

・連 絡 先（　　）

・住　　所（　　）

・電話番号（　　）

添付書類

１　卒業証明書（学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第３項に規定する者であることを証する書類）

２　調理業務従事証明書

３　写真（出願前６月以内に撮影した縦４．５センチメートル　横３．５センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名を記載したもの）

４　戸籍抄本（受験願書，卒業証明書及び調理業務従事証明書に記載された氏名が同じである場合は，必要ない。）

備考　氏名については，記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

第６号様式（第３条関係）

調 理 業 務 従 事 証 明 書

フ　リ　ガ　ナ
従事者（受験者）氏名

生年月日　昭和・平成　　年　　月　　日

上記の者は，下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名		勤務施設所在地	電話　（　　）

施設の種類	種類（該当の番号に○印をつけること）		許可・開設年月日 許可保健所・許可番号	調理業務の内容（なるべく具体的に記載すること）
	飲食店関係営業	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	（許可年月日等） 昭和 平成＿＿年＿月＿日 ＿＿＿＿＿保健所 第＿＿＿号	
	給食施設	（１日＿＿＿回＿＿＿食） 1 寄宿舎　2 学校　3 病院 4 事業所　5 社会福祉施設 6 老人保健施設　7 矯正施設 8 自衛隊　9 給食センター 10 その他（　　）	（開設年月日） 昭和 平成＿＿年＿月＿日	

上記の施設で調理の業務に従事した期間	昭和 平成＿年＿月＿日から 昭和 平成＿年＿月＿日まで 計＿＿年＿ヶ月
勤務日数及び時間	＿＿＿日間／週かつ＿＿＿時間／日
廃業年月日（すでに廃業している場合のみ）	昭和 平成＿＿年＿＿月＿＿日　廃業届提出

証明日	平成２２年＿＿＿月＿＿＿日

証明者	住　所	電話　（　）		
	施設名			
	地　位		氏　名	

実印又は職印

（注）
(1) 原則として当該施設長が証明すること。ただし，従事者と施設長が同一人，配偶者若しくは二親等以内の血族の場合，又は廃業等によって元の施設長がいない場合は，調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。
(2) 証明印は，当該施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は，印鑑届のしてある印を用い，印鑑証明書を添付すること。
(3) 給食施設の開業年月日とは，寄宿舎，学校，病院等の施設であって，多数人に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

記入例示

第６号様式（第３条関係）

調 理 業 務 従 事 証 明 書

該当する欄はすべて記入すること

フ　リ　ガ　ナ
従事者（受験者）氏名　　**（漢字は戸籍どおりに記載すること）**

生年月日　昭和・平成　　年　　月　　日

上記の者は，下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名	**店の屋号を記入**	勤務施設所在地	**店の住所ビル名まで記入すること** **電話**　（　　）

施設の種類	種類（該当の番号に〇印をつけること）		許可・開設年月日 許可保健所・許可番号	調理業務の内容（なるべく具体的に記載すること）
	飲食店関係営業	1 飲食店営業　**営業許可証から転記すること** 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	（許可年月日等） 昭和・平成　年　月　日 ＿＿＿＿＿保健所 第　　号	**「調理業務」とだけ記載しているものは認められません。** **受験者が日頃調理している料理を１品挙げ，料理を作る際の作業について，受験者がどのように携わっているかを記入すること。** **（献立の作成，食材の検品，計量，洗浄，切る，煮る，焼く，揚げる，味付け，仕上げ，盛りつけ等を順序よく記入すること。）**
	給食施設	**１回20食以上か　１日50食以上** （１日＿＿＿回＿＿＿食） 1 寄宿舎　2 学校　3 病院 4 事業所　5 社会福祉施設 6 老人保健施設　7 矯正施設 8 自衛隊　9 給食センター 10 その他（　　）	（開設年月日） 昭和 平成＿＿年＿月＿日	

上記の施設で調理の業務に従事した期間	**証明日において通算２年以上であることが必要↓** 昭和 平成＿＿年＿＿月＿＿日から 昭和 平成＿＿年＿＿月＿＿日まで　計＿＿年＿＿ヶ月 **↖見込みで記入しないこと（証明日までは可）**
勤務日数及び時間	＿＿＿日間／週かつ＿＿時間／日 **原則として４日間／週かつ６時間／日以上であること** **（例外として　６日間／週かつ４時間／日以上，または，　５日間／週かつ５時間／日以上は可）**
廃業年月日（すでに廃業している場合のみ）	昭和 平成＿＿年＿＿月＿＿日　廃業届提出

証明日	平成２２年＿＿月＿＿日

証明者	住所	**証明者の店の住所又は勤務先住所** 電話　（　　）		
	施設名	**上記証明者の住所に記載した店の屋号又は勤務先**		
	地位	**代表取締役，店主，施設長など，施設の長であること**	氏名	

実印又は職印
法務局に印鑑登録している会社等の印鑑がない場合又は施設長の職印がない場合は，個人の実印を押印し，その印鑑証明書を添付すること。

※　訂正する場合は，訂正箇所に実印又は職印（証明印）を押印すること。

調理業務従事証明書の記入について

1　裏面の「記入例示」を参照して記入すること。

2　「従事期間」及び「勤務日数及び時間」が規定数に満たない場合は受験できないので注意すること。

3　証明者及び証明印

(1)　飲食店関係営業（飲食店営業，魚介類販売業，そうざい製造業）の場合

①　受験者が従業員の場合

ア　原則として当該営業主が証明すること。

イ　証明印は営業主の実印を押印し，印鑑証明書（受験願書提出の日から遡って３月以内に発行されたもの）を添付すること。

ただし，会社組織であって法務局に印鑑登録している代表者印・会社印を押印する場合は，印鑑証明書の添付は不要とする。

②　受験者が営業主本人，配偶者又は二親等以内の血族である場合若しくは廃業により元の営業主がいない場合

ア　調理師会長，調理師連合会長又は食品衛生協会長等の所属団体の長若しくは同業者（３つの許可のうち同じ許可を受けている者）から証明を受けること。

この場合の証明印については上記（１）の①のイと同様の取扱いとする。

(2)　給食施設（寄宿舎，学校，病院等）の場合

①　受験者が従業員の場合

ア　原則として当該施設長が証明すること。

イ　証明印は施設の施設長の職印又は法人等の場合，法務局に印鑑登録している施設印・代表者印を用いること。（印鑑証明書は不要）

ただし，職印又は登録している代表者印がない場合は，施設長の実印を押印し，印鑑証明書（受験願書提出の日から遡って３月以内に発行されたもの）を添付すること。

②　受験者が施設長本人，配偶者又は二親等以内の血族である場合若しくは廃業により元の施設長がいない場合

ア　同業者から証明を受けること。

この場合の証明印については上記（２）の①のイと同様の取扱いとする。

証明印の例

印鑑証明書の添付が必要

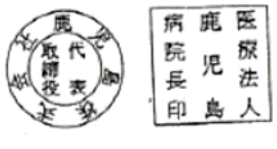

印鑑証明書の添付は不要

×　職印と認められない例

○○ホテル かごしま	病　○ 院　○

◎注意事項◎

1　調理業務従事証明書の各欄を訂正した場合は，**訂正箇所にも「証明印」を押印すること。**

2　調理業務従事証明書の発行に際して，**有印私文書偽造等刑法に違反すると思われる事実**が判明した場合は，警察署と相談の上，事案に応じて**告発**の手続きをとるので十分留意すること。